

社会福祉法人大玉村社会福祉協議会
役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大玉村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(費用弁償の支給)

第3条 役員等には、次の通り費用弁償を支給する。

(1) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合は別表1の通り費用を弁償する。

ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、旅費規定に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 非常勤役員等の費用弁償額

日額 2,000円